

# 旭川 労政だより

平成 27 年 7 月 1 日発行  
旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係  
旭川市 6 条通 10 丁目  
旭川市第三庁舎 3 階  
Tel : 25-7152 Fax : 26-7093

NEW

## 安全衛生優良企業の認定を 受けませんか！

「安全衛生優良企業」とは労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生基準を維持・改善しているとして認定を受けた企業のことです。

認定を受けると、厚生労働省のホームページで企業名が公表され、安全衛生優良企業のマークを名刺や商品などに印刷でき、様々な場所でPRできます。

認定の際には次の状況確認が必要となります。

確認事項

- ・労働安全衛生法等の違反の状況
- ・労働災害発生状況
- ・その他優良企業としてふさわしくない事項
- ・安全衛生体制の状況
- ・安全衛生全般の取組
- ・安全衛生活動を推進するための取組
- ・健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進対策，メンタルヘルス対策，過重労働防止対策，受動喫煙防止対策）
- ・安全でリスクの少ない職場環境の整備

企業イメージの向上，社員の方の働く意欲向上などに繋がるので，ご活用ください。

■詳細

- ・北海道労働局 労働基準部 健康課  
電話：011-709-2311

## 中小企業者の皆様への金融支援について

旭川市では、市内の中小企業者の皆様が、経営の安定化や経営基盤の強化等のために必要な事業資金を円滑に調達していただくため、低利な融資制度「中小企業振興資金融資制度」を各種設けております。

また、利子補給制度は、市内で新たに事業を始めるにあたり、日本政策金融公庫から新規開業者向けの融資を利用された事業者の方も対象としています。

《平成 27 年度の変更点》

- ・中心市街地新規出店支援資金では、利子補給対象期間を2年から3年に延長しました。
- ・新規創業支援資金では、補助金（利子補給金及び信用保証料補助金）の適用対象として、女性創業枠を新設しました。

※上記以外の資金メニューや信用保証料補助制度もありますので詳しくはお問い合わせください。

■詳細

- ・旭川市経済観光部 経済総務課 金融支援係  
電話：25-7042

## 来春卒業者の求人枠の維持拡大を お願いします

道内の雇用情勢は持ち直しの動きが続いていますが、少子高齢化が急速に進行し、労働力人口が減少しています。

そのような状況において、今後の地域経済の発展を図るためには、地域の未来を担う若者が生き生きと活躍出来る場を確保することが、以前にもまして必要となっています。

ぜひ、来春の新規学卒者を対象とした求人枠を維持・拡大していただき、持続的な地域の創生にご協力ください

求人枠の  
維持・拡大を！



## 両立支援促進・就業環境改善アドバイザー 派遣事業のお知らせ 《無料》

北海道では、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備や最低賃金引き上げに対応するための労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣しています。

### 両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業

対 象	常時雇用する従業員数が 300 人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体
ア ド バ イ ス 内 容	<p>労務管理の専門家である社会保険労務士等がアドバイザーとして、実際に企業を訪問して改善策をアドバイスします。</p> <p>①育児・介護休業制度について</p> <p>②出産・育児後等の女性の再就業制度の整備について</p> <p>③在宅勤務・短時間勤務制度等多様な勤務制度の整備について</p> <p>④次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画について</p> <p>⑤雇用管理の改善に関して、事業主が講ずるべき措置について</p> <p>⑥最低賃金引き上げに対応するための労務管理について</p> <p>⑦非正規労働者の正社員化に係る就業規則・給与制度の整備・改正について</p> <p>⑧非正規労働者と正社員との間の均衡のとれた処遇の推進について</p> <p>⑨その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善・整備について</p> <p>⑩上記①～⑨までの内容についてのセミナー等の講師</p>

#### ■詳細

・北海道 労働政策局 雇用労政課 就業環境グループ  
電話：(011) 204-5354

## トライアル雇用奨励金の活用について

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3か月）する場合に、国から奨励金が支給されます。

### 【トライアル雇用奨励金】

対 象	安定した職業に就くことが困難な求職者等を正規雇用することを前提に試用雇用で雇い入れた事業主
支 給 額	対象者1人につき月4万円 (3か月限度)

#### ■詳細

・ハローワーク旭川  
電話：51-0176

## 旭川市若年者等正規雇用奨励金の活用について

市内に居住する若年者（45歳未満の者）、障害者及び季節労働者の正規雇用を促進し、安定的な雇用を支援するため、トライアル（または障害者トライアル）奨励金を受給し、トライアル雇用後に正規雇用した事業主に対して助成金を支給します。

### 若年者等正規雇用奨励金

支給額	1人当たり <b>10万円</b>
対 象 要 件	<p>① 平成27年1月1日以降に若年者、障害者、季節労働者をトライアル雇用し、国のトライアル（または障害者トライアル）奨励金を受給した事業主</p> <p>② 申請する企業が旭川市内に所在し、かつ対象となる若年者、障害者、季節労働者がトライアル雇用開始日に旭川市内に居住していること。</p> <p>③ トライアル雇用終了後、正規雇用として雇い入れ、引き続き1か月以上定着し、当該奨励金申請時にも継続して雇用していること。</p>

申請期間	トライアル雇用した期間に係る国の助成金支給決定通知日の翌日から起算して2か月以内
------	--

■詳細

旭川市 経済観光部 経済総務課  
電話：25-7152

**NEW**

**女性就職支援事業補助金を  
ご活用ください**

旭川市では女性の就労機会の拡大を図るため、市内の各種業界団体及び企業等が実施する女性求職者の就職に繋がる事業の実施に必要な経費の一部を補助します。

女性就職支援事業補助金	
補助対象者	旭川市内に主な事業所を有する法人、個人事業主、各種業界団体
補助対象となる事業	広く求職者に企業等とのマッチングの機会（企業説明会、面接会等）又は業界・企業等に対する理解を深める機会（企業見学会、紹介冊子の製作等）を提供する事業で、女性の就労機会の拡充に繋がる新たな企画・取組を含むもの。
補助金額	事業の実施に必要な会場費、広告宣伝費、配布物作成費等の2分の1以内で、上限10万円。
申請期間	事業の実施1か月前までに申請。 詳しい要件、手続き等については、下記へお問合せください。

■詳細

旭川市 経済観光部 経済総務課  
電話：25-7152

**中小・中堅企業のみならず  
「若者応援企業宣言」をしませんか？**

若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行います。

**若者応援企業宣言**

- ① ハローワークに提出される通常の求人情報よりも詳細な企業・採用情報を公表できますので、会社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
- ② 都道府県労働局のホームページで就職関連情報を公表しますので、会社の魅力を広くアピールすることができます。
- ③ 就職面接会などの開催についてハローワークから積極的にご案内しますので、若者を採用する機会が増え、より会社に適した人材の採用が期待できます。
- ④ 「若者応援企業宣言」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールできます。

メ  
リ  
ツ  
ト

宣  
言  
基  
準

- ① 学卒求人など、若者対象のいわゆる「正社員求人」をハローワークに提出すること
- ② 「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
- ③ 以下の就職関連情報を開示していること
  - ・社内教育、キャリアアップ制度等
  - ・過去3年分の新卒者の採用実績及び定着状況
  - ・過去3年分の新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用状況と定着状況
  - ・前年度の有給休暇及び育児休業の実績
  - ・前年度の所定外労働時間（月平均）の実績
- ④ 労働関係法令違反を行っていないこと
- ⑤ 事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
- ⑥ 新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
- ⑦ 都道府県労働局・ハローワークで扱っている助成金の不支給措置を受けていないこと

■詳細

ハローワーク旭川  
電話：51-0176

**NEW**

### 【旭川市からのお願い】 旭川市労働基本調査にご協力ください

市内にお勤めの方の雇用実態を把握し、今後の労働条件の改善及び労働力の確保・定着に役立てるため、市内の従業員数5人以上の企業にサンプル調査を実施します。

対象企業を選定の上、**本年7月下旬頃にアンケートの調査票を送付する予定**なので、お受け取りになられた際には回答にご協力ください。

#### ■詳細

・旭川市経済観光部 経済総務課 雇用労政係  
電話：25-7152

### 旭川市雇用創出促進協議会 企業・事業主セミナーのご案内《無料》

旭川市雇用創出促進協議会は、旭川市と地域の経済団体等で構成する団体であり、厚生労働省の委託を受け、旭川産品を集めたカタログギフトづくり等のほか、事業主や求職者を対象とした各種セミナーを実施しています。

セミナーは全て受講無料です。

各セミナーの開催日など詳細は決まり次第協議会ホームページや各種広告でお知らせしますので、ぜひご参加いただき、販路拡大や売り上げ向上にお役立てください。

#### 《セミナー概要》

#### 【観光客を呼び込む地域の魅力づくりと売上向上セミナー】

旭川市を訪れている多くの観光客を地域に呼び込み、企業の売り上げ向上に繋げていくノウハウの習得を図るセミナーです。

#### 【物産展等進出応援セミナー】

新たな販路開拓に向け、全国各地で開催されている物産展等の進出に必要なノウハウの習得を図るセミナーです。

#### 【インターネット活用販路拡大セミナー】

ECサイト、ホームページ作成のほかメールマガジン、ブログ、SNSを活用した集客や成約率アップ方法などの知識・技術を習得するセミナーです。

#### 【海外販路拡大の魅力を伝えるセミナー】

今後販路の開拓が見込める国（ロシア、中国、

シンガポール、台湾等）を対象に、実際に取引を行うために必要な情報や商品ニーズ、特徴などを学ぶセミナーです。

#### ■詳細

・旭川市雇用創出促進協議会 事務局  
電話：24-2330  
ホームページ：「旭川市雇用創出促進協議会」で検索、または  
<http://www.asahikawa-koyousoushutsu.jp/>

**NEW**

### 選りすぐりの旭川産品を掲載した 旭川版カタログギフトを販売しています

旭川ブランドの新たな市場と顧客開拓、宣伝につながる新しいギフトの形として、旭川市内の企業で取り扱う選りすぐりのアイテムを厳選した旭川版カタログギフト「あさひかわの贈りもの」を（一社）旭川物産協会より販売しています。

3,000円相当のアイテム90品（飲食店の体験型商品、工芸品、旭川の地酒・地ビール、農産物、菓子類、旭川ラーメンやそば、肉など）を掲載した「氷点コース」と5,000円相当のアイテム74品（お店で料理や染体験などを楽しむことのできる体験型商品が充実）を掲載した「北彩都コース」をご用意していますので、旭川にお住まいの方や道外の旭川出身者の方へのパーソナルギフトとしてはもちろん、企業の記念品等の御用にもご活用ください。

#### 《価格（消費税込）》

「氷点コース」：3,888円

「北彩都コース」：6,048円

#### 《発売場所》

（一社）旭川物産協会、道の駅あさひかわ売店、観光情報物産センター駅 naka、その他市内百貨店等

#### ■詳細

・一般社団法人 旭川物産協会  
電話：62-1001  
・旭川市雇用創出促進協議会（旭川市経済総務課内）  
電話：25-7152  
・旭川市 経済交流課  
電話：73-9850  
・ホームページ  
<http://www.ringbell.co.jp/asahikawa/>